

業務委託仕様書

1 業務名

セミナー運営・CO₂排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援業務

2 業務の目的

カーボンニュートラルを契機とした県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展のため、県内中小企業に対し脱炭素経営に向けた意識付けとともに、その取組を後押しする。

3 実施期間

契約締結日から令和8年3月15日まで

4 委託料の額

委託料の上限は29,260,000円（税込）とする。

5 支援対象

県内に主たる事業所を有する中小企業者を支援対象とする。

ただし、令和5年7月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、「大分類A 農業、林業」及び「大分類B 漁業」を除く業種を対象とする。

6 業務の内容

実施内容	備考（留意点等）
I 脱炭素経営セミナーの開催	
普及啓発・横展開セミナーの実施	県内中小企業に対し、脱炭素化の取組への意識付け、知識習得を図るとともに、県内中小企業等の好取組事例を横展開するセミナーを各地で実施する。 県内中小企業の課題や状況を踏まえた実践的な内容を提供することで、企業の脱炭素化の取組を後押しする。 ・セミナー開催回数は全15回程度とする。 ・概ね令和7年8月から令和8年2月までの間の開催とする。 ・県内中小企業の実情や、昨年度のセミナー内容を踏まえた構成等を提案すること。 ・セミナーの内容は、県内中小企業の脱炭素に関する取組状況や意向、国等の最新の動向を踏まえた内容にすること。以下は、セミナーの内容に盛り込むこと。 ➢CO₂排出量算定演習 ➢県内企業の取組事例紹介 ➢GX人材の育成について ➢J-クレジット創出・活用について ➢以下「II 脱炭素化に向けた取組支援」に示すコンサルティング支援の周知 ・受講機会を確保するため、県内に幅広く周知できるよう検討し、開催時期・開催地域が偏ることが無いよう、幅広く開催すること。

	・開催地域での自治体・関係団体への開催・参加協力要請を行うこと。 ・現地開催とし、可能な限りオンラインとのハイブリッド形式に対応する等受講者確保に務めること。
II 脱炭素化に向けた取組支援	
CO ₂ 排出量算定支援・脱炭素化コンサルティング支援	CO₂排出量算定のためのツール提供及び導入支援により、企業のCO₂排出量の「見える化」を支援する。 上記算定支援と合わせて、ヒアリング等により企業の課題を抽出することで、当該企業に最適な脱炭素化に向けた取組を検討し、排出量削減目標を定めたロードマップ等の計画策定を行い、提案する等のコンサルティング支援を実施する。 また、中央会が行う支援先企業の募集に協力する。（委託契約締結以後） ・12社程度の支援とし、中央会と協議の上支援先企業を決定する。 ・上記の普及啓発・横展開セミナーと合わせて、効果的な支援とすること。 ・中小企業の特性を考慮し、現地指導・経営者層との面談等を行うこと。 ・排出量算定等の対象範囲はスコープ1・2とする。 ・ツール提供、支援を通じ支援先企業が本業務終了後も脱炭素化に向けて自走可能となるよう支援すること。

受託事業者が行う事務の内容等

情勢の変化や企業ニーズを踏まえ、取組意欲のある中小企業に対するヒアリング、助言、支援後のフォローアップの実施等のサポートを行うとともに、本業務に係る中央会への助言、協力を行うこと。

（共通事項）

- ・当該支援制度の周知
- ・事業効果の把握（アンケート等）
- ・企業への情報提供、ヒアリング
- ・県内関係団体（支援機関や金融機関等）との連携
- ・その他の実施に必要な事務

（セミナー運営）

- ・セミナー参加者の募集・周知
- ・セミナー内容に関する企画
- ・講師等の手配、謝金・旅費等の支払い
- ・会場の手配及び設営
- ・配布資料等の作成（必要に応じて）

（CO₂排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援）

- ・支援内容に関する企画
- ・算定ツールの選定
- ・専門家等の手配、スケジュール調整
- ・助言・フォローアップ（必要に応じて）

※支援先企業の募集は中央会が実施する。

7 業務実施体制

本業務の全体の進捗管理や予算管理に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はない。

8 委託経費及び経理等

委託料の額の範囲内で本業務を行うものとする。

- (1) 対象経費は、6 業務の内容の実施において、必要なものに限る。

※対象経費において疑義が生じた場合、事前に中央会と協議を行うこと。

- (2) 事業の実施に当たっては、関係通知を順守すること。

9 報告

本業務完了後、10日以内に以下の(1)及び(2)の書類を中央会あてに提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支精算報告書

10 支払条件等

- (1) 業務の開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を中央会に返還するものとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、中央会と協議の上、その一部を委託することができる。

- (3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

- (4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

- (5) 疑義の解決

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに中央会及び山口県と協議を行うこと。

以上